

## 市内公共施設の利用について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、市内公共施設の利用については下記のとおりとします。

また、民間事業者等が公共施設を利用して開催するイベント等については、市主催イベント等の開催と同様の対応を求めることとします。

### 記

#### 1 屋外施設（利用可）

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策(令和3年6月28日改定)に準じて対応します。

- ・ 利用する際は『密集』、『密接』を回避すること。
- ・ 「マスクの着用」、「手洗い」など基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 人との間隔をできる限り2m（最低でも1m）確保するように努めること。

#### 2 屋内施設（利用可）

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策(令和3年6月28日改定)に準じて対応します。

- ・ 利用する際は、『密閉』、『密集』、『密接』の3密を回避すること。
- ・ 「マスクの着用」、「手洗い」など基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 利用は極力短時間とすること。

各施設の利用ガイドラインに準じた対策をとってください。

利用者の皆様に安全にご利用いただくため、チェックシートの事項を遵守のうえ、管理者の指示に従ってください。

#### 3 感染拡大の傾向が見られた場合の対応

施設の使用制限等を含めて、速やかに利用者及び指定管理者等の関係者に対して必要な協力要請等を行います。

#### 4 期間 令和3年4月1日（木）～令和3年8月31日（火）

なお、9月1日（水）以降の対応については、別途お知らせいたします。

#### 5 その他

- ・ 各公共施設の規模や状況により、利用人数の制限や段階的に利用可能エリアを広げるなどの対応をしていく施設もありますので、ご注意ください。
- ・ 全国的な移動が伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合、主催者はイベント開始の2週間前までに開催要件等について県に事前相談する必要があることから、各施設又は施設管理の担当課所へお問い合わせください。

## 市主催イベント等の開催について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、市主催のイベント等の開催基準を下記のとおりとします。

また、民間事業者等が公共施設を利用して開催するイベント等についても、同様の対応を求めることとします。

### 記

#### 1 イベント等の開催可否の判断について

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和3年6月28日改定）に準じて対応します。

#### 2 人数の管理が困難なイベント等について

全国的又は広域的な人の移動が見込まれないイベント等であって、参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策（発熱や感冒症状のある者の参加自粛、三密の回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講じた上で開催します。

全国的な移動が伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、担当課所又は施設管理者は、イベント開始の2週間前までに開催要件等について県に事前に相談します。

#### 3 感染拡大防止に係る重要な留意点

イベント等の形態や場所によってリスクが異なることから、密閉された空間において大声で発声することや、歌唱や声援、近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等については、感染リスクがある可能性が指摘されていることから、上限人数や収容率に関わらず、開催にあたってより慎重に検討します。

#### 4 感染拡大の傾向が見られた場合の対応

イベント等の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに参加者及び共催者等の関係者に対して必要な協力要請等を行います。

#### 5 期間 令和3年3月1日（月）～令和3年8月31日（火）

なお、9月1日（水）以降の対応については、別途お知らせいたします。

#### 6 その他

イベント等の開催について、すでに方針が決定しているものについては従前の方針どおりとし、事前協議が進んでいるものについては、これまでの協議内容を踏襲することとします。